

## 刑法

### 刑法総論

- 1 過去の行為に対して新しく制定した法律を適用して処罰してはならないという原則は、罪刑法定主義の要請するところである。
- 2 行為時の法律より裁判時の法律の方が刑が軽い場合、軽い刑が適用されるのは、罪刑法定主義の当然の帰結である。
- 3 日本国内の空港に着陸している外国航空機内で、外国人乗客が、他の乗客の金品を窃取した場合に、わが国の刑法が適用されるのは属地主義に基づく。
- 4 フランス人が、フランスにおいて、日本銀行券を偽造した場合、わが国の刑法が適用される。
- 5 在スペインのフランス国一等書記官が、スペインにおいて、フランス人から、職務に関し賄賂を受受した場合、わが国の刑法が適用される。
- 6 イタリア人がイタリアで、日本人女性に対して強制わいせつ行為を行った場合、わが国の刑法が適用される。
- 7 通行人が、自動車にひかれた人を国道で発見し、放置すれば死ぬかもしれないと思ったが、そのまま立ち去ったところ、その人は手おくれで死亡した。この場合、通行人は殺人罪となる。
- 8 歩行者を轢き3か月の重傷を負わせた行為者が、被害者が歩けないのでいったん自動車に乗せた後、降雪中の薄暗い車道に放置した場合、保護責任者遺棄罪が成立する。
- 9 甲は、Aを殺害しようとして、致死量分の毒を飲ませておいたが、薬が効き出す前に、前からAをつけ狙っていた乙がAを射殺し死亡させた。この場合、条件関係が認められ、甲に殺人既遂罪が成立する。
- 10 甲は乙に殴りかかったところ、乙はその暴行を避けようとして子供の作った落とし穴に転落し、負傷した。この場合、条件説によっても、甲に傷害罪は成立しない。
- 11 大学のボクシング部の選手が試合中、相手が反則した為、仕返しに自らも反則して相手の下腹部を打つ行為は第35条の正当行為といえる。
- 12 相手の承諾を得て、その者を殺害しても犯罪不成立である。
- 13 錯誤による承諾は、取消しがなされない限り刑法上有効である。
- 14 甲が12歳の少女の承諾を得て、これと性交した場合、強姦罪は成立しない。
- 15 護身用の木刀を携帯していた甲は、帰宅途中強盗乙にナイフで襲われたので、木刀で殴りつけ全治3日間の傷を負わせた。甲に正当防衛が成立する。
- 16 甲が乙が突然殴りかかってきたのに憤激し乙を殴りつけた場合、甲が乙を殴りつけた行為は、憤激に基づくものである以上、防衛の意思の有無にかかわらず、正当防衛として違法性が阻却されることはない。
- 17 正当防衛は過失行為に対しては認める余地はない。

- 18 難船し自己が溺れそうになったので、他人の救命具を奪い、他人を水死させた。正当防衛が成立する。
- 19 正当防衛は反撃行為が急迫不正の侵害に対する防御手段として相当性を有する必要があるから、反撃行為によって侵害された法益が侵害されようとした法益より大きい場合には成立する余地はない。
- 20 甲は乙と口論中懐に手を入れたところ、乙はそれを見て拳銃を取り出すものと思い込み、傍らにあった棒で甲に殴りかかったので、甲はこれを避けるために乙を突き飛ばし、全治3日間の傷を負わせた場合、正当防衛が成立する。
- 21 旅館で火災が起き、多くの客が非常口に殺到し、しかも非常口が狭かったので、泊り客の青年が、自分が逃れるため、やむなく老人客を突き飛ばし負傷させた。緊急避難が成立する。
- 22 消防署員が消火作業中、煙にまかれて窒息しそうになったので、隣家の垣根を壊しその場を逃れた。緊急避難が成立する。
- 23 未遂は、未遂処罰規定がなければ罰せられない。これは、責任主義に直接関係がない。
- 24 責任能力とは、行為の是非を弁別し、かつこの弁別に従って自己の行動を制御する能力であって、後者のみを欠く場合には、限定責任能力者となる。
- 25 心神喪失とは、例えば精神病のように継続的に異常な心理状態に起因するものであり、心神耗弱とは、例えば酩酊のように一時的に異常な心理状態に起因するものである。
- 26 踏切番が、酒を飲み心神耗弱状態となり、踏切の操作を誤り、電車が転覆して人を死亡させた場合、心神耗弱として刑を減輕されない。
- 27 甲に当てるつもりで石を投げたところ、傍にいた乙に当たり傷を負わせた場合は、客体の錯誤である。
- 28 甲が倉庫に火を放ったところ、たまたま倉庫内に浮浪者が寝ていた場合、第38条第2項の適用がある。
- 29 出版主がわいせつ文学書を購入したが、自らも部下の幹部社員もその内容を優れた芸術作品と信じ出版したときは、事実の錯誤である。
- 30 過失犯を処罰するのは「責任なければ刑罰なし」という原則の例外である。
- 31 行政法規の違反についても、過失を罰するにはその旨の特別規定がなければならない。
- 32 一般には予見し得ないような異常な事態に対しては、それについての予見能力を有する行為者がこれを予見しなかった場合でも、注意義務違反を認めることはできない。
- 33 自己所有の物置小屋を燃やすつもりで火をつけたところ、思いもかけず強風のため近所の他人の住居を半焼した。結果的加重犯となる。
- 34 病人を引き取って看護をしていた者が、病人が死ねばいいと思って、寒夜戸外へ放置し、そのままにしておいたところ凍死した。結果的加重犯となる。
- 35 偽造有価証券行使罪には、未遂処罰規定がある。

- 36 業務上横領罪には、未遂処罰規定がある。
- 37 目的物をすり取ろうとして着衣の外側に手を触れただけでは、窃盗罪の実行の着手とはならない。
- 38 甲は乙から金員を喝取する目的で脅迫状を乙宅に送ったが、乙が不在で、乙の妻丙がこれを受け取り、驚いて警察に届け出たので、甲は逮捕された。恐喝未遂罪が成立する。
- 39 麻雀賭博において、参加者が賭金を出し合い、麻雀パイを配って勝負を始めれば、まだ勝負が決まっていなくても賭博罪の既遂である。
- 40 甲は乙の住宅を焼く目的で、台所の床下に10分後に発火するようにセットした自動発火装置を置いた。放火未遂罪が成立する。
- 41 未決の被拘禁者が、逃走の目的で、監房の窓の鉄格子を身体が通る大きさまでヤスリで切り取れば、それだけで加重逃走罪の実行の着手がある。
- 42 強盗の意思でオモチャのピストルをつきつけ、金を出せと脅したところ、相手が精神薄弱でニヤニヤ笑っていたので、オモチャであることがバレたと思い犯行を中止したときは、中止犯となる。
- 43 甲は乙の住居に放火をし、「火事だ」と叫びながら走り去った。第三者が消火行為により放火の結果発生を防止した場合には、甲には中止犯が成立する。
- 44 甲は妻乙、乙の母丙と同居していた。甲は、乙がしばらく家を留守にしている間に、重病の丙を置いて行方をくらまし面倒をみななかったのであるが、2、3日後たまたま甲の妻の母の命日であることを思い出し、丙をかわいそうに思い家に戻り、面倒をみた。甲には中止犯が成立する。
- 45 病気になっている信者に「これを飲めば必ず治る神水だ」と言って、ただの水を与え、代金を領収したことは、迷信犯である。
- 46 人を殺そうとして、その者を殺すにはわずかに足りない量の毒物を投与しても、その量による限り結果発生は絶対に不能であるから、不能犯である。
- 47 強盗の目的でナイフを用意し道端で待ち伏せていたが、通行人がなかったため目的を遂げなかった場合、強盗予備罪が成立する。
- 48 甲は、乙から「通貨を偽造するための器械、原料を購入するために資金を貸してほしい」と頼まれ、100万円を貸与した。乙はこれによって器械類を購入した。甲に通貨偽造準備罪の幫助が成立する。
- 49 多衆犯については、通常、各行為者の関与の態様に応じて刑罰が定められている。
- 50 対向犯の処罰形式は、対向する行為者の双方を同一の法定刑で処罰する規定をおくものと、その一方のみを処罰する規定をおくものに限られる。
- 51 甲と乙とは、互いに何の連絡もなく、別々に丙を殺そうとし、丙に致死量に達しない毒をそれぞれ飲ませたが、2つの薬品が競合して丙が死亡した。甲乙間に共犯が成立する。
- 52 実行行為を分担しない共謀者が共同正犯とされるのは知能犯に限られる。
- 53 甲が乙と、乙が丙と順次に犯罪を共謀し、丙がこれを実行した場合、甲は共同正犯となる。

## 短答実力診断テスト【刑法】問題

- 54 実行行為者から頼まれて見張りをした以上は、その犯行内容を知っている限り、共同正犯であって幫助犯とはならない。
- 55 甲がAに「刑務所に行ったら箔がつくから何かやってこい」とそそのかしたところ、Aがその気になって傷害を犯したときは教唆犯は成立しない。
- 56 甲はAに強盗をするようそそのかしたが、Aは自ら実行せずにBに強盗するようそそのかし、Bがこれを実行に移したときには、教唆犯は成立しない。
- 57 甲は、乙が丙の家へ窃盗に入ろうとしているのを知って、丙の家のことをよく知っていたので、家の見取図を手紙で送ってやった。乙は、その見取図をみて窃盗に入った。甲には窃盗幫助罪が成立する。
- 58 拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆犯・従犯は、特別の規定がなければ罰せられない。
- 59 委託物横領罪（252条）は、不真正身分犯である。
- 60 特別公務員職権濫用罪を逮捕監禁罪の刑を加重したものと考え、共犯の成立と科刑について第65条第1項は真正身分犯のみ、第2項は不真正身分犯のみに適用されると解すると、甲が警察官乙に教唆して職権を濫用させて無実の者を逮捕させた場合、甲には逮捕監禁罪の教唆犯が成立する。
- 61 第65条第1項の「共犯」には、教唆犯及び従犯のほか、共同正犯も含む。
- 62 甲と乙が共同して強盗の実行に着手した。甲は被害者の悲鳴に驚いて乙に犯行の中止を求めた。乙はそれを意に介さず、甲が逃走した後、単独で財物を強取した。甲は障碍未遂、乙は既遂である。
- 63 反復の意思をもって、わいせつ図画を数回にわたり販売した場合、一罪である。
- 64 幫助行為が一回しか行われなかった場合でも、これにより正犯が数罪犯したときは幫助罪が数個成立する。
- 65 一個の行為で数個の罪名に触れるときは、その最も重い刑で処罰する。
- 66 犯罪の手段若しくは結果となる行為で、他の罪名に触れるときは牽連犯として、その最も重い罪について定めた刑の長期にその2分の1を加えたものを長期として処断する。
- 67 高速道路の2地点で速度違反をした場合、別罪を構成し、両者は併合罪の関係にある。
- 68 人を殺した後、死体を損壊する行為は、不可罰的事後行為である。
- 69 公務員の身分証明書を偽造した者が、自分の腕時計を入質するためその証明書を質屋に見せた行為は、不可罰的事後行為である。
- 70 有期禁錮の長期が有期懲役よりも長くても、有期禁錮が必ずしも重いとはいえない。
- 71 強盗罪（5年以上の有期懲役）につき、再犯加重をしても30年の懲役は科すことができない。
- 72 時効により刑の執行の免除を受けた場合、刑の言い渡しのあった時から5年を経過すれば、刑の執行猶予が可能となる。
- 73 再犯の刑は30年を限度として、その罪につき定められた懲役の長期の2倍以下で加重される。

## 短答実力診断テスト【刑法】問題

- 74 心神耗弱の場合、刑の必要的減輕事由とされている。
- 75 窃盗犯人が他人の住居に侵入するときに使用した合鍵は、住居侵入罪が併せて起訴されていない場合にも、没収することができる。
- 76 賭博場とするために貸した部屋の賃料は没収できる。
- 77 執行猶予に付され、保護観察期間中に更に罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたため執行猶予を取り消された場合、後の罪につき執行猶予を付すことはできない。
- 78 執行猶予の期間中に罰金の刑に処せられたときは必ず執行猶予は取り消される。

### 刑法各論

- 79 暴力団員が、かねてから対立していた暴力団員に果し状を送って決闘を申し込み、それに応じて短刀を持ってやってきた対立暴力団員を射殺した場合、承諾殺人罪が成立する。
- 80 自殺を教唆したところ本人が自殺行為を図ったが、本人が死にきれなかった場合は、自殺関与罪の未遂犯が成立する。
- 81 木造アパートの隣室の住人に嫌がらせしようとし、毎日ステレオをガンガン鳴らしたため、住人がノイローゼになったが、傷害の故意はなかったという場合、傷害罪が成立する。
- 82 3人が互いに意思の連絡なく被害者に暴行を加え傷害を負わせた場合、そのうち2人のいずれかの暴行による傷害であることは明らかであるが、2人のいずれの暴行によるか不明な場合、残りの1人についても第207条の適用がある。
- 83 狩猟免許を有し毎年狩猟を行っている者が、自宅で猟銃を手入れ中誤って弾丸を発射し、付近にいた自分の子に命中させこれを死亡させた場合、業務上過失致死罪が成立する。
- 84 中学校の理科の教師が、授業中、実験に際し薬品の調合を誤って爆発させ、生徒を負傷させた場合、業務上過失致傷罪が成立する。
- 85 単純遺棄罪の行為は、遺棄又は不保護である。
- 86 自動車の運転を誤って人をはねて重傷を負わせた者が、そのまま被害者を放置して逃げ去った場合、保護責任者遺棄罪が成立する。
- 87 人を荒縄で縛り約5分間引きずり回した場合、監禁罪が成立する。
- 88 いやがる女性を無理やり自動二輪車の荷台に乗せて約500m走行した場合、監禁罪が成立する。
- 89 未成年者を誘拐した後、身の代金を要求する意図を生じ、被拐取者の安否を気遣う内容の報道をしている新聞社の社長に対し電話で身の代金を要求したとしても、拐取者身の代金要求罪は成立しない。
- 90 「お前のガールフレンドの顔に傷をつけるぞ」と脅し告訴を取りやめさせた場合、強要罪が成立する。
- 91 成年の女子に対し、結婚してやると甘言して、相手がそれを信じたのに乗じて姦淫した場合、準強姦罪になる。

## 短答実力診断テスト【刑法】問題

- 92 2人以上の者が、現場で共同して強姦しようとした場合、姦淫が未遂に終わっても親告罪とはならない。
- 93 姦淫の手段である暴行によって女子に傷害を負わせた場合であっても、姦淫が未遂に終わったときは、強姦未遂罪と傷害罪になる。
- 94 強姦を遂げた後、殺意を生じて殺害した場合、強姦罪と殺人罪の併合罪となる。
- 95 賃借人が賃借期間経過後も立ち退かないので、賃貸人が自力で立ち退かせようと無断で当該家屋に入り込んだ場合には、住居侵入罪が成立する。
- 96 強盗の目的で電報配達人を装い家人が玄関の扉を開けた隙にすばやく入りこんだ場合には、住居侵入罪が成立する。
- 97 暴行の目的で住居に入った者が主人から退去を要求されたが、それに応じなかった場合には、住居侵入罪と不退去罪が成立する。
- 98 夫が、不和のため別居中の妻宛てに來た手紙を開封した場合、信書開封罪が成立する。
- 99 公衆浴場で数人の入浴客に対し、「先日の放火の犯人は甲だ。俺は逃げていく甲をこの目で見た。」と話したが、入浴客が別の話に夢中になっていて誰も聞いていなかった場合には、名誉毀損罪は成立しない。
- 100 駅前「この町の警察署長は無能だ。」と演説しても、単に評価を示しているにすぎないから、名誉毀損罪は成立しない。
- 101 私人の名誉に関する事実については摘示された事実が真実であっても犯罪は成立する。
- 102 人格高潔と評判の高い市会議員の名誉を害する意図でその女性関係について事実を摘示して虚偽のスクandalを言いふらしたが、聞いた者は誰もそれを信じなかった場合でも、名誉毀損罪が成立する。
- 103 公然と事実を摘示して人の名誉を毀損する行為があった場合、それが当該公務員の公務と関係のない身体障害の事実であっても、真実であることを証明すれば、処罰されない。
- 104 侮辱を感じ得ない法人や幼児に対しては、侮辱罪は成立しない。
- 105 電気器具商の売上げを減らす目的で、団地の主婦数名に「あの電気器具店の取扱う商品は欠陥品や不良品ばかりだ」と虚偽の事実を告げ、その噂を団地内に広めさせた場合、業務妨害罪が成立する。
- 106 タクシー会社を困らせようとして、うその電話をかけて、その会社のタクシーを無人の空別荘の前に配車させた。偽計業務妨害罪が成立する。
- 107 路上に駐車してあった自動車を無断借用してドライブするつもりで約1時間乗り回した後乗り捨てた場合、窃盗罪が成立する。
- 108 湖に落ちた指輪につき、大体の位置を落とし主から指示されてその引揚げを依頼された潜水夫が、湖底でその指輪を見つけた。しかし、その落とし主には見つからなかったと言って自己のために領得した。この場合、窃盗罪が成立する。

短答実力診断テスト【刑法】問題

- 109 数日前に山中で死亡した遭難者のポケットから財布を抜き取った場合、窃盗罪が成立する。
- 110 友人と共同で購入し飼育管理していた仔馬を友人に無断で売却した場合、窃盗罪が成立する。
- 111 無一文にもかかわらずレストランで飲食した場合、窃盗罪が成立する。
- 112 他人に賃貸していた自己所有の自動車を、売却するためにその他人のもとから無断で持ち出した場合、窃盗罪が成立する。
- 113 実父の所有する現金をその家の中から盗み出した場合、窃盗罪で処罰される。
- 114 他人の山林の立木を勝手に伐採しても不動産侵奪罪は成立しない。
- 115 家屋の賃借人が賃貸借期間満了後、賃貸人から立ち退きを要求されたのにそれを無視して居すわった場合、不動産侵奪罪が成立する。
- 116 1人で歩いていた女性に自動車で追いつき、そのハンドバッグをひったくろうとしたが、同女がハンドバッグを手離さなかったため、引きずり転倒させて傷害を負わせた場合、強盗致傷罪が成立する。
- 117 窃盗の目的で他人の住居に侵入し、たんすを開けたところを家人に見つけられたので、あらためて財物強取の目的で家人の手足を縄でしばり、衣類を風呂敷で包んで逃げた場合、事後強盗罪が成立する。
- 118 他人の住居に侵入し宝石を窃取したが、家人がその直後これを発見し「泥棒」と叫んで組みつこうとしたので、宝石を取り戻されなくなかったうえ、更に金品を奪おうと思って、家人を縛りあげ、所持金を奪って逃走した場合、住居侵入罪を除いては、包括して強盗罪だけが成立する。
- 119 被害者を手拳で殴打するうちに金品奪取の犯意を生じ、更に被害者を殴打して現金を強奪し、被害者が傷害を負ったが、その傷害は強盗の犯意発生前の殴打行為によって生じたものであるとき、傷害罪と強盗罪が成立する。
- 120 事後強盗罪の暴行の程度は、強盗罪におけると同様に、相手の反抗を抑圧するに足りるものでなければならぬと解され、暴行の結果、傷害を負わせたときは、強盗致傷罪が成立する。
- 121 スナックの主人が、泥酔させて金品を取ろうと思い、客に強い洋酒を混入したジュースを飲ませて泥酔させ、その財布から現金を抜き取った場合、昏酔強盗罪が成立する。
- 122 金品奪取の犯意で鉄パイプで殴打したところ、意外にも被害者が死亡してしまったため、驚いて逃げ出し、金品強奪の目的を遂げなかったときは、傷害致死罪と強盗未遂罪が成立する。
- 123 保険金詐取目的で物置に放火したが、すぐに家人に見つけられ消火された場合、詐欺罪が成立する。
- 124 電気検針器の針を逆回りさせ、電気料金の支払を免れた場合、詐欺罪が成立する。
- 125 支払いのあてもないのにレストランで飲食した後、「トイレに行ってくる」と店員に嘘をついて逃げようとしたが、見破られてしまった場合、詐欺未遂罪が成立する。
- 126 1000円札で500円の買物をしたのに、店員が誤って4500円のつり銭を出したのでこれ幸いと受け取った場合、詐欺罪が成立する。

- 127 磁石を使ってパチンコ玉を当り穴に誘導して玉を流出させた場合、詐欺罪が成立する。
- 128 下車駅において、定期券の有効期限が過ぎているのに気がついたが、何くわぬ顔をして下車駅の改札係員に定期券を示して改札口を通過した場合、詐欺罪が成立し得る。
- 129 売主からダイヤモンドの鑑定を頼まれた者が、無キズのと分かったのに、たまたま買手が友人であったため、キズ物と偽り特に安く売らせた場合、詐欺罪が成立する。
- 130 立木の売却を依頼された者が、100万円で買うという買手を見付けながら、買手と共謀の上、依頼主に対し80万円の値がついたと嘘を言って誤信させ、依頼主に80万円を渡し、差額20万円を買手と山分けした場合、詐欺罪が成立する。
- 131 他人所有の庭石を自己の物と偽って売却し、代金の交付を受け、その庭石を当該他人方からひそかに搬出し、買主の庭園に運び込んだ場合、詐欺罪と窃盗罪の双方が成立する。
- 132 恐喝の手段として、平手で相手方の顔を数回殴打して金員の提供を要求し、被害者が要求を入れないと更に暴行を受けると畏怖した結果、金員を交付した場合、暴行罪と恐喝罪の牽連犯が成立する。
- 133 不動産の所有権を移転したが、まだ移転登記をしていない場合、売主が第三者に譲渡するつもりで、買主から訴えを提起された所有権移転登記請求訴訟において自己に所有権がある旨を主張して争った場合には、横領罪が成立する。
- 134 横領罪における「占有」には法的支配も含まれる。
- 135 預金の引出しを依頼されて預金通帳と印鑑を預かった者が、その預金を引き出して自己の用途に費消した場合、横領罪が成立する。
- 136 兄と同居中の弟が、兄の不在中その友人が返しに来た借金を兄に代わって受領したが、悪心を起こし、兄の帰宅前にその金を勝手に使ってしまった場合、横領罪が成立する。
- 137 横領罪における処分行為は、事実上の処分行為に限られ、法律上の処分行為は含まれない。
- 138 古墳内に納められていた宝石は、遺失物等横領罪の客体となる。
- 139 期日までに返済できないときは自己所有の土地を担保に提供するとの約定の下に500万円の融資を受けた者が、返済期日前にその土地を勝手に第三者に売却した場合、背任罪が成立する。
- 140 10万ドル以下のドル売買権限を持つ銀行員が、ドル売買による利益を銀行にもたすため、勝手に100万ドルを買いつけたところ、予想外の国際経済情勢の変化により、銀行に約3000万円の損害を与えた場合、背任罪が成立する。
- 141 窃盗犯人が盗品を運搬することは、盗品等運搬罪を構成しないから、窃盗犯人の友人が窃盗犯人と一緒に盗品を運搬しても盗品等運搬罪は成立しない。
- 142 偽造した1万円札は、盗品等有償譲受け罪の客体たる盗品等に当たる。
- 143 乙が他人のキャッシュカードを窃取しこれを利用して銀行の自動支払機から引き出した金銭につき、その情を知って贈与を受けても、盗品等無償譲受け罪は成立しない。
- 144 他人が窃取した金銭を無利息で借り受けると盗品等無償譲受け罪が成立する。

## 短答実力診断テスト【刑法】問題

- 145 盗品であることを知らずに盗品の保管を開始した後、盗品であることを知るに至ったのに、なおもその盗品の保管を継続した場合、盗品等保管罪は成立しない。
- 146 大学が発行した他人の成績証明書を破り棄てても、器物損壊罪は成立しない。
- 147 他人所有家屋の屋根瓦十数枚をはがして叩き割った場合、建造物損壊罪が成立する。
- 148 他人が飲んでいる高級ウイスキーのグラスに、隙をみてたばこの吸いがらを入れた場合、器物損壊罪が成立する。
- 149 ポストに届いた同窓会開催通知のはがきを、本人が受領する前に隠匿すれば信書隠匿罪が成立する。
- 150 内乱罪も騒乱罪も保護法益は国家的法益である。
- 151 騒乱罪が成立するためには、多衆が共同して暴行・脅迫をするという共同意思を必要とする。
- 152 騒乱罪の首謀者と認められるためには、必ずしも自ら暴行・脅迫を行う必要はないが、現場において暴行・脅迫を指揮・統率したことを要する。
- 153 保険金を詐取する目的で人里離れた山中にある火災保険をかけた自己所有の無人の別荘に放火してこれを焼損したが、公共の危険が生じなかったときは、非現住建造物放火罪は成立しない。
- 154 人里離れた埋立地にある自己所有の一軒家を焼損した場合、自己所有の非現住建造物放火罪が成立する。
- 155 被害者所有の倉庫を焼損するつもりで、被害者がその倉庫に来ていることを知りながら、隣接する自己所有の空家に放火したが、火が倉庫に燃え移らなかったときは、現在建造物放火未遂罪が成立する。
- 156 留守中であると思って他人の居宅に放火した場合、たまたま家人が在宅していても、非現住建造物放火罪が成立するにとどまる。
- 157 誰もいるはずがないと思って空家に放火したが、空家の中には、たまたま浮浪者が寝ていた。この者が直ちに消火したので畳1枚を焼いただけに止まった場合、非現住建造物放火未遂罪が成立する。
- 158 犯人が他人の現在する航空機に火を放ってこれを焼損した場合は、現住建造物等放火既遂罪が成立する。
- 159 他人の自動車を焼損する目的で放火したが、その他人の住居にまで延焼してしまった場合、延焼罪が成立する。
- 160 主婦が日常使用している自宅のガスコンロの火の不始末により火災を発生させたとしても業務上失火罪は成立しない。
- 161 行使の目的なしに偽造された通貨でも、偽造通貨行使罪の客体となる。
- 162 偽造通貨を、情を知った者に額面金額以下で売却した。この場合、偽造通貨行使罪が成立する。
- 163 定期預金証書は、刑法上の有価証券である。

短答実力診断テスト【刑法】問題

- 164 人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であってクレジットカードを構成するものを不正に作った場合、支払用カード電磁的記録不正作出罪が成立する。
- 165 融資を受けるために他人に偽造手形を振出してもらい、自己の信用を得る目的で取引関係者に見せた。この場合、偽造有価証券行使罪が成立する。
- 166 偽造とは、権限のない者が既存文書の本質的部分に変更を加えて、従来のものと文書の同一性を欠く、新たな証明力を有する文書を作成する行為をいう。
- 167 権限のない者が、文書として未完成で証明力を有するに至っていないものを利用して文書として完成させても、偽造にならない。
- 168 決裁権者の事務を事実上補佐する者（公務員）が、決裁権者の決裁を受けないで決裁権者名義の文書を作成することは、虚偽公文書作成罪となり得る。
- 169 甲がAから金を借りる際、返済する意思がないのに、Bに対して必ず自分が返済して迷惑をかけるから保証人として名前だけ貸してくれと嘘をつき、その旨Bを誤信させ、Bをして甲A間の消費貸借契約書の保証人欄に署名押印させたとき、甲に私文書偽造罪の間接正犯が成立する。
- 170 借用証書の金額欄を塗りつぶした場合のように、既存文書に変更を加えても文書の証明力を滅却したにとどまる場合は、文書の毀棄となり得るにすぎない。
- 171 行使の目的をもって、自動車運転免許証につき他人の写真に貼りかえるとともに生年月日欄の改ざんをする行為は、公文書の偽造であって、変造ではない。
- 172 行使の目的をもって、不動産登記簿の抵当権欄の登記順位の番号を改変する行為は、公文書の変造であって、偽造ではない。
- 173 会社の代表取締役が、個人として会社から貸付けを受けていた債務についての抵当権抹消登記手続をするため、ほしいままに代表取締役名義の債権放棄書を作成したときは、私文書偽造罪にはならない。
- 174 架空人名義で銀行に預金をしている者が、その預金の払戻しを受けるため、その架空人名義の預金払戻請求書を作成したときは、私文書偽造罪になる。
- 175 国立病院に勤務する医師が、公務員たる資格において、裁判所に提出する死体検案書に虚偽の記載をした場合、虚偽診断書作成罪は成立しない。
- 176 登記官と私人が共謀の上、土地登記簿の原本に、ある土地の所有権が第三者から当該私人に移転した旨の虚偽の記載をしたときには、登記官及び当該私人に公正証書原本等不実記載罪が成立する。
- 177 墓地で人を殺して、その場所に穴を掘って死体を埋めた場合、死体遺棄罪が成立する。
- 178 内乱罪は政治犯であって処断刑は禁錮刑であるが、騒乱罪は政治犯ではなく処断刑も懲役と禁錮が選択刑となっている。
- 179 所定の身分証を携帯せずに所得税の調査に訪れた所轄税務署員を、調査を免れるため殴打したが、その際行為者は特に身分証の提示を求めなかった。この場合、行為者に公務執行妨害罪は成立しない。
- 180 執行官の指示に従って作業しようとした人夫に対し暴行を加え作業を妨害した場合は、公務執行妨害罪が成立する。

## 短答実力診断テスト【刑法】問題

- 181 窃盗犯人を逮捕しようとした警察官に対しこぶし大の石を投げつけたが、頭をかすめただけであった場合、公務執行妨害罪が成立する。
- 182 逮捕現場で、警察官が差し押さえようとした注射器を、同人の足下に投げ付けて損壊した場合、公務執行妨害罪が成立する。
- 183 警察官に現行犯として逮捕されて、警察署に連行される途中に逃走した者は、単純逃走罪になる。
- 184 少年院に収容されている者が、集団で脱走した場合、加重逃走罪になる。
- 185 逃走援助罪の未遂は処罰されない。
- 186 刑事施設の居室にいた受刑者が、ドアの鍵を壊して逃げた場合、刑事施設内においても加重逃走罪の既遂となる。
- 187 起訴前の拘禁中に逃走した者を隠避したときは、犯人隠避罪が成立する。
- 188 犯人の身代わりとして警察に出頭し、自己が犯人であると申し立てたときは、犯人との通謀によるものでなくとも犯人隠避罪が成立する。
- 189 無実の者を陥れる意図で、無実の証明に役立つ証拠を隠滅した場合には、証拠隠滅罪は成立しない。
- 190 自己の刑事事件の公訴提起後に、自己の刑事事件と他人の公訴提起前の刑事事件に共通の証拠を隠滅した場合、他人の意義についてどのような考えを採っても、刑事事件の意義につき公訴提起後の刑事事件のみをいうという考え方を採れば、証拠隠滅罪は成立しない。
- 191 証拠隠滅罪において、犯人自身が証拠隠滅行為を行っても、証拠隠滅罪は成立しないが、他人を教唆してまで目的を遂げようとする場合は、証拠隠滅罪の教唆犯が成立する。
- 192 民事訴訟の原告が、本人として法律上宣誓のうえ、虚偽の陳述をした場合、偽証罪が成立する。
- 193 偽証罪において、被告人が他人を教唆して偽証させれば、偽証罪の教唆犯が成立する。
- 194 申告した事実が虚偽であると信じて申告しても、それが客観的事実に合致している場合は、虚偽告訴罪は成立しない。
- 195 公務員が、その一般的職務権限を異にする他の職務に転じた後に、転職前の職務に関して賄賂を收受した場合、收受の当時において公務員である以上は収賄罪は成立する。
- 196 公務員が、配置換えによって抽象的職務権限を異にする役職に転じた後、前職当時の職務に関して金銭を收受した場合、単純収賄罪が成立する。
- 197 市の保健衛生課長から道路課長に就任した者が、就任の1ヶ月前、建設業者から、道路工事の監督検査について好意ある取り計らいを受けたいとの趣旨で酒食の提供を受けた場合、事前収賄罪が成立する。
- 198 県会議員が、製造業者から公害防止条例制定の阻止を依頼されて、謝礼として50万円を提供されたが、自ら受け取らずに、製造業者に指示して自己の後援会に寄付させた場合、第三者供賄罪が成立する。

短答実力診断テスト【刑法】問題

- 199 公務員が職務上の秘密を漏らした違法行為の礼金として業者から金を貰った場合, 収賄罪が成立する。
- 200 公務員甲は, 公務員乙から現金100万円を貰い受けたが, その現金は乙がその職務に関して丙から受け取った賄賂であった。甲がその職務に関係なく現金を貰い受けた後, 乙から事情を聞いて丙のために, 自己の職務に関して不正な行為をしたときは, 加重収賄罪となる。